

〔用語の解説〕

あ行

インフォームド・コンセント

「十分な説明を受けた上で（患者の）同意」。患者が医師等から自己の状態や治療について説明を受け理解した上で治療を選択すること。患者と医師等が合同で治療を行うことが、治療環境に最適であるとされている。納得診療ともいう。

HIV・エイズ

HIVはヒト免疫不全ウイルス（Human Immuno deficiency Virus）の略。HIVは感染力の弱いウイルスであり、主に血液・精液・膣分泌液・母乳が体内に侵入することにより感染する。HIV感染による免疫力の低下は緩慢に進行し、いわゆるエイズ（後天性免疫不全症候群、AIDS：Acquired Immunodeficiency Syndrome）の発症までには平均10年以上かかると言われる。しかし、近年、医学の進歩により、エイズの発症を遅らせたりする治療法が確立されてきている。

えせ同和行為

「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乘じ、例えば、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で高額の書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為を指す。えせ同和行為は、人々に同和問題に関する誤った意識を植えつける大きな原因となっている。

NPO

Non Profit Organizationの略。非営利組織と直訳され、営利を目的としない団体の総称であるが、日本においては、自発的・自立的な市民活動団体という意味で用いられる場合が多い。

か行

学習障害（LD）

Learning Disabilitiesの略。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。

高機能自閉症

自閉症のうち、知的機能の発達の遅れを伴わないもの。

公正採用選考人権啓発推進員

職業選択の自由や就職の機会均等などを確保し、雇用の促進を図るために、地方労働局が、一定規模以上の事業所等に対し選任を勧奨している。事業所等における公正な採用選考システムの確立、同和問題などの人権問題に関する正しい理解と知識の徹底を図ることなどに中心的な役割を果たす。

さ行

（財）人権教育啓発推進センター

人権に関する情報提供を目的とした機関誌「アイユ」の刊行、人権全般に関する啓発教材の作成、啓発映画の制作等を行っている公益法人。昭和62年（1987年）10月に設立された（財）地域改善啓発センターが、平成9年（1997年）4月に改称して、（財）人権教育啓発推進センターとなった。事務所は東京都港区。

授産施設

一般企業に雇用されることが困難な障害者を入所又は通所させて、自活や社会復帰に必要な指導及び訓練を行うことを目的とする施設。

障害者雇用率制度

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、事業主に対し、法定雇用率に相当する以上の身体障害者又は知的障害者の雇用を義務付けている制度。

情報モラル

インターネットや携帯電話など情報通信の分野において、個人の人権やプライバシー等を保護するための倫理道徳。

職業リハビリテーション

障害者に対して、職業指導、職業訓練、職業紹介等の措置を講じ、その職業生活における自立を図ること。

職場適応援助者（ジョブコーチ）

就労を希望する障害者に対して、一緒に職場に行き、共に作業したり休憩時間過ごしたりして、障害者が働きやすいように援助を行うことを業務とする者。障害者への支援だけでなく、事業主や職場の従業員に対しても助言や職務・職場環境の改善を提案し、障害者の職場定着を図ることとしている。

人権

すべての人間が生まれながらにてもっている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されない基本的な権利。日本国憲法では、基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられるとし、国家及びすべての国民に基本的人権を守ることを求めている。

人権教育のための国連10年

平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間に、それまでの国際社会における人権の確立に向けた取組の上に立ち、世界をあげて人権の尊重される社会の実現を目指す取組を推進しようとするもので、平成6年（1994年）12月の国連総会で決議された。

人権教育のための国連10年鹿児島県行動計画

「人権教育のための国連10年」の期間中に、鹿児島県が取り組む施策の指針として、平成11年3月に策定した。「相互の人権が尊重され、人権という普遍的文化が息づく心豊かな郷土鹿児島の実現」を目指し、女性、子ども、高齢者、同和問題などの重要課題について、人権の尊重という視点に立った施策の推進や学校、家庭、地域社会などあらゆる場における人権教育の推進など、人権に関する県の施策を総合的、効果的に推進するための指針として策定した。

人権についての県民意識調査

人権に関する施策を推進する上での資料とするため、県が平成15年度（2003年度）に実施した調査。調査は、人権一般に関すること、女性の人権、子どもの人権、同和問題など個別の人権問題に関すること、啓発に関することなど36項目について実施した。

人権の花運動

花の種子、球根などを、児童が協力し合って育てることを通して、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、

人権尊重思想をはぐくみ、情操をより豊かなものにすることを目的とした運動。この運動は、昭和57年（1982年）の開始以降、法務省が実施する市区町村を指定して実施していたが、平成7年度（1995年度）からは全国で実施されている。

人権文化

人権尊重の精神が、人々の日常生活のあらゆる場面で当たり前のこととして自然とあふれるような社会状況、すなわち人権尊重の精神があまねく人々の間に普及・定着している社会状況のこと。

スクールカウンセラー

いじめなど生徒指導上の問題の解決に資することを目的として小学校、中学校又は高等学校に派遣される、児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識・経験を有する者。スクールカウンセラーは、①児童生徒へのカウンセリング、②カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助、③児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供等の職務を行う。

ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情などの好意の感情、またはそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者またはその配偶者、その他親族などに対し、つきまといや面会・交際の要求をしたり、名誉を傷つけたりするような行為などを繰り返し行うこと。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になった者は、財産管理や身上監護についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法などの被害にあうおそれがある。このような判断能力の不十分な者の自己決定権を尊重しながら、保護・支援していくための制度で、平成12年（2000年）4月にスタートした。成年後見制度には、家庭裁判所に後見人などを決めてもらう法定後見制度と、判断能力が十分なうちに自ら後見人を決めておく任意後見制度がある。

セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、あらゆる場における様々な態様のもの

が含まれる。特に雇用の場においては、「相手の意に反した、性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって、就業環境を著しく悪化させること」などをいう。

た行

地域改善対策協議会

昭和57年（1982年）4月、地域改善対策特別措置法の施行に伴い、同法に規定する対象地域の改善対策に関する基本的事項を調査審議する機関として、政令で設置された機関。平成9年（1997年）の経過措置法の施行に伴い、廃止された。

注意欠陥多動性障害（A D H D）

Attention-Deficit/Hyperactivity-Disorderの略。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

ドメスティック・バイオレンス

夫から妻への、もしくは恋人など親密な関係の男性から女性への暴力を指す。また、その逆からの暴力を含むことがある。

な行

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

は行

バリアフリー

高齢者や障害者等の活動の場をひろげ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、道路、建物等の段差など生活環境面における物理的な障壁（バリア）を除去（フリー）するという意味。高齢者や障害者等に対する差別や偏見といった心のバリアを除去するという使い方もされる。

ハンセン病

らい菌による慢性の感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低い。仮に

発病しても、治療方法が確立されている現在では、早期発見と早期治療により完治する病気である。

ハンセンはらい菌を発見したノルウェーの医師。

ホームレス

失業、家庭崩壊、社会生活からの逃避等様々な要因により、特定の住所を持たずに、道路、公園、河川敷、駅舎等で生活を送っている人々。

ポジティブ・アクション

積極的差別是正策のこと。過去の社会的・構造的な差別により、不利益を受けているグループ（女性や少数民族など）が不平等な状態に置かれている場合に、その格差をなくし実質的な平等を実現するために行われる暫定的な優遇措置。形式的に法の下に平等を定め、機会を均等にしても、慣行や偏見により格差はいつまでも解消しないため、一定の有利な措置を設けることにより、積極的に差別の解消を図るもの。

や行

ユニバーサル・デザイン

バリアフリーは、障害よりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサル・デザインは、あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方である。

ら行

隣保館

地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うものとして、市町村が設置し運営する施設。

わ行

ワークショップ

参加者が意見交換や共同作業を行いながら学習を進める参加・体験型の研修。